

ごみの野焼きは禁止されています

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町にはごみを家庭で燃やすこと(野焼き)に関する相談が多く寄せられています。

野焼きは、たとえ少量であったとしても「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除き禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科される場合があります。

また、野焼きは煙やスス、悪臭等によりご近所に迷惑を掛けるばかりではなく、ダイオキシン等の有害物質の発生原因にもなります。

そのため、ごみの適正な排出にご協力いただきますようお願いいたします。



【野焼き禁止の例外】

- ・国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策、復旧のために必要な焼却
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のために必要な焼却(例:神社のお焚き上げなど)
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ない焼却(例:農業の稲藁の焼却など)
- ・日常生活上の軽微な焼却(落ち葉焚き、草木染の灰をつくる など)

※ただし、この例外に該当する場合であっても、近隣から苦情があった場合や、煙が交通の妨げになる場合など、周囲の生活環境が損なわれている場合は指導の対象となることがあります。

神川町消防団協力隊員を募集します

問合せ 防災環境課 防災担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町では、消防防災力向上のため、「神川町消防団協力隊」制度を4月より発足します。

協力隊員の活動は、平時には自主防災活動を支援し、町内に災害が発生したときには、消防団員の要請をうけ、防災活動を支援するものです。消防団員の確保が難しくなるなか、「自らの地域は自らが守る」の精神で活動していただける協力隊員を募集します。

●申込方法

「神川町消防団協力隊員登録申込書」を防災環境課へ提出

●受付開始日

2月10日(月) ※開始日以降随時受付

●隊員要件

下阿久原、上阿久原、矢納に在住する消防活動経験者

●報酬

無報酬

●貸与品

ヘルメット、安全靴 等

●災害補償

埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例により補償します。

消防団員も募集中です！

●入団資格

町内に在住または在勤の方
年齢18歳以上の方

※詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページURL



ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産・流産・早産された方を含みます。)

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方(出産後も遡って届出できます)

【届出】 出産予定日の6か月前から届出可能です。なるべく早く保険健康課か地域総務課へ届出ください。

【添付書類】 出産前に届出をする場合:母子健康手帳など

出産後に届出をする場合:被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

※本人確認書類もあわせてお持ちください。

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012

保険健康課 0495-77-2113

地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所に相談予約受付専用番号が開設されました

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願い致します。

予約受付専用番号 0570-05-4890

架空請求に注意しましょう

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

身に覚えのない請求(架空請求)に関する相談が、消費生活センター等に多く寄せられています。請求手段は、ハガキ・封書・電子メールなど様々です。架空請求業者は公的機関や実在する事業者名を名乗るなどして本物のように思わせてきますが、そういった業者には絶対に連絡してはいけません。連絡をすると金銭を要求されたり個人情報が悪質業者に渡ったりしてしまいます。

(事例)

「民事訴訟管理センター」と名乗るところから「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれたハガキが送られてきた。「あなたが未納した料金について契約会社から訴訟申入れがあった」「連絡がない場合は強制的に差し押さえが執行される」「個人情報保護のため本人から連絡するように」という文言と連絡先の電話番号が書かれている。全く身に覚えがないが、どうしたらよいか。

○消費者へのアドバイス

- ①架空請求業者には絶対に連絡しない。悪質業者に個人情報を教えることになってしまいます。
- ②訴訟が提起された場合には裁判所から特別送達郵便で訴状が届きますので、その場合は無視してはいけません。訴状が本物かどうか分からない場合も消費生活相談窓口にご相談ください。

消費者ホットライン

☎188(イヤヤ)

お近くの消費生活相談窓口につながります

本庄市消費生活センター ☎0495-25-1175

月・水・木・金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

上里町消費生活相談窓口 ☎0495-35-1232

火・金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999

月～金曜日 午前9時～午後4時